

大規模集客施設等の立地を可能とする 都市計画の決定及び変更に係る広域調整要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下、「法」という。）第19条第3項の協議を行うにあたり、県が広域の見地からの調整を図る（以下、「広域調整」という。）観点から、関係市町村の意見を踏まえて適切な判断を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要綱は、市町村が一の市町村の行政区域を越えて広域的な影響を与える可能性のある大規模な集客施設（以下、「大規模集客施設」という。）又は周辺市町村に影響を及ぼすことが予想される集客施設の立地が可能となる都市計画を決定又は変更しようとする際に適用するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「大規模集客施設」とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもので、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものをいう。

2 この要綱において、「協議市町村」とは、広域調整の対象となる都市計画（以下、「対象都市計画」という。）を決定又は変更しようとする市町村をいう。

3 この要綱において、「関係市町村」とは、原則として協議市町村に隣接している市町村をいう。ただし、県は地形や交通ネットワークなどを考慮して、関係市町村の範囲を判断することができる。

(対象都市計画)

第4条 この要綱において、対象都市計画とは、第2条に掲げる施設の立地を可能とする以下の都市計画の決定又は変更に係るものとする。

(1) 地域地区

(2) 地区計画

2 前項に該当するもののうち、以下に掲げる場合については、対象都市計画に含めないものとする。

(1) 地区計画などにより立地を制限する場合

(2) 地形その他の地理的条件などにより立地できない場合

(広域調整の基本的な考え方)

第5条 広域調整の基本的な考え方は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点、県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点及び関係市町村と調和のとれたまちづくりの推進を図る観点から行い、都市計画区域マスタープランとの適合、都市圏における都市構造や社会資本に与える広域的な影響等を勘案する。
- (2) 「都市計画運用指針」(平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知)及び「競争抑制的な土地利用制限の排除について」(平成19年6月1日付け国都計第27号国土交通省都市・地域整備局都市計画課長通知)を踏まえる。

(事前説明)

第6条 協議市町村は、関係市町村に対し、対象都市計画の素案についてあらかじめ十分な事前説明を行い、理解を得られるよう努めるものとする。

(原案の届出)

第7条 協議市町村は、前条の規定による事前説明を行ったのち、作成した対象都市計画の原案を県に届け出るものとする。

(意見照会)

第8条 県は、前条の規定による原案の届出があったときは、関係市町村にその内容を通知するとともに、協議市町村の対象都市計画の決定等に関する意見照会を行うものとする。

- 2 関係市町村は、次に掲げる事項について意見を述べることができる。
 - (1) 自市町村の都市計画その他の計画及び施策に与える影響
 - (2) 自市町村内の自然環境、生活環境、交通環境や景観に与える影響
 - (3) 自市町村内の公共施設等に与える影響

(広域調整会議)

第9条 県は、前条第2項の規定による意見の提出があったときは、原則として協議市町村及び意見を提出した関係市町村を対象とする広域調整会議を開催するものとする。

- 2 協議市町村は、広域調整会議において必要な説明や見解などを示し、関係市町村と調整を図るものとする。
- 3 県は、広域調整会議を開催した後、会議に出席した関係市町村に対し、意見照会を行うものとする。

- 4 照会を受けた関係市町村は、前条第2項の事項について、広域調整会議の結果を踏まえて回答するものとする。
- 5 協議市町村は、当該市町村が設置する都市計画審議会において、広域調整会議の結果について報告するよう努めるものとする。

(公表)

第10条 県は、対象都市計画の決定等に関して広域調整を実施した結果について、その旨を公表するものとする。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

県の広域調整における判断の考え方

県は広域調整にあたり、関係市町村の意見等を踏まえ、以下の視点から総合的に判断するものとする。

- 1 公共交通によるアクセス性が確保されていること
- 2 周辺への交通環境が整っていること
 - (1) 周辺道路及び交差点に著しい交通渋滞が生じないこと
 - (2) 自動車交通の流入により歩行者等の安全性に低下が生じないこと
- 3 関係市町村の公共施設等に著しい負荷が生じないこと
- 4 周辺における緑地等の自然環境に著しい影響を与えないこと
- 5 周辺における騒音、悪臭、振動や照明等による生活環境への著しい影響を与えないこと

関係市町村の意見の視点

関係市町村が第8条第2項に基づき述べることができる意見の視点は、以下のとおりとする。

- 1 自市町村の都市計画その他の計画及び施策に与える影響
 - (1) 既に定められている都市計画への影響
 - (2) 定めようとする都市計画への影響

- 2 自市町村内の自然環境、生活環境、交通環境や景観に与える影響
 - (1) 緑地等の自然環境への影響
 - (2) 騒音、悪臭、振動や照明等による生活環境への影響
 - (3) 交通渋滞による損失や交通事故の増加等の交通環境への影響
 - (4) 周辺の景観との調和

- 3 自市町村内の公共施設等に与える影響
 - (1) 周辺開発の誘引による新たな公共コスト（道路や上下水道等）の増加
 - (2) 既存の公共施設等に与える負荷

※都市計画における広域調整は、既存の競合する店舗などとの競争抑制といった商業調整(需給調整や既得権益の擁護等)の観点ではないことに留意する。

様式集

様式1（要綱第7条関係）

〇〇〇〇第〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県都市整備部都市計画課長 様

〇〇市（町）
市長（町長） 〇〇 〇〇

〇〇都市計画〇〇〇の決定（変更）に係る原案の届出について

このことについて、都市計画法第19条第1項（第21条第2項において準用する同法第19条第1項）の規定による〇〇〇都市計画〇〇〇の決定（変更）にあたり、同条第3項（同法第21条第2項において準用する同法第19条3項）の規定に基づく協議に先立ち、原案を届け出ます。

（添付書類）

- 例：1. 計 画 書
2. 総 括 図
3. 計 画 図
4. その他参考資料

担当 〇〇〇〇課
〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇

様式2（要綱第8条関係）

都計第〇〇〇〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）
市長（町村長） 〇〇 〇〇 様

埼玉県都市整備部都市計画課長

〇〇都市計画〇〇〇の決定（変更）について（照会）

このことについて、〇〇市（町）より原案の届け出がありましたので通知します。

つきましては、「大規模集客施設等の立地を可能とする都市計画の決定及び変更に係る広域調整要綱」第8条第1項の規定に基づき、貴市町村の意見を求めます。

なお、回答にあたりましては、「競争抑制的な土地利用制限の排除について」（平成19年6月1日付け国都計第27号国土交通省都市・地域整備局都市計画課長通知）を踏まえてください。

（添付書類）

- 例：1. 計 画 書
2. 総 括 図
3. 計 画 図
4. その他参考資料

担当 埼玉県都市整備部
都市計画課都市計画担当
〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇

様式4（要綱第9条関係）

都計第〇〇〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）
市長（町村長） 〇〇 〇〇 様

埼玉県都市整備部都市計画課長

〇〇都市計画〇〇〇の決定（変更）に係る
広域調整会議の開催について（通知）

このことについて、「大規模集客施設等の立地を可能とする都市計画の決定及び変更に係る広域調整要綱」第9条第1項の規定に基づき、広域調整会議を下記のとおり開催いたします。

記

日時 : 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇 : 〇〇～〇〇 : 〇〇

場所 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

協議市町村 : 〇〇〇市（町）

関係市町村 : 〇〇〇市、〇〇〇市、〇〇〇町、〇〇〇村

（協議市町村への添付書類）

関係市町村からの意見

担当 埼玉県都市整備部
都市計画課都市計画担当
〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇

様式5（要綱第9条関係）

都計第〇〇〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）
市長（町村長） 〇〇 〇〇 様

埼玉県都市整備部都市計画課長

〇〇都市計画〇〇〇〇の決定（変更）に係る意見について（照会）

このことについて、「大規模集客施設等の立地を可能とする都市計画の決定及び変更に係る広域調整要綱」第9条第3項の規定に基づき、貴市町村の意見を求めます。

なお、回答にあたりましては、「競争抑制的な土地利用制限の排除について」（平成19年6月1日付け国都計第27号国土交通省都市・地域整備局都市計画課長通知）及び広域調整会議での協議結果を踏まえてください。

担当 埼玉県都市整備部
都市計画課都市計画担当
〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇